介護予防訪問リハビリテーション

報酬項目		現	新	差	改定率
介護予防訪問リハビリテーション費		292	307	15	5.14%
同一の建物居住者20名以上に実施した場合		90/100	90/100	0	−
同一の建物居住者50名以上に実施した場合		85/100	85/100	0	−
特別地域訪問リハテーション加算		+15/100	+15/100	0	−
中山間地域等における小規模事業所加算		+10/100	+10/100	0	−
中山間地域等に住する者へのサービス提供加算		+5/100	+5/100	0	−
短期集中リハビリテーション実施加算	退所日または認定日から3月以内	200	200	0	0.00%
リハビリテーションマネジメント加算　/月		230	−	−230	包括
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合		−20	−50	−30	150%
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合		−	−5	−5	新設
事業所評価加算		120	120	0	0.00%
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		6	6	0	0.00%
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		−	3	3	新設